

(3) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成29年11月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

島根県安来市 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を8割とし、県は、損害賠償金94,418円を支払うものとする。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

平成29年4月18日

(2) 事故発生場所

米子市糺町一丁目地内

(3) 事故の状況

鳥取県総務部西部県税事務所所属の職員が、公務のため軽乗用自動車を運転中、駐車

場内において発進する際、右方から進行してきた和解の相手方使用の小型乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。